

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事
平
林
鴻

鳥取県規則第四十一号

則 県取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

◆告示
鳥取県農村青年経営安定資金利子する規則

土地改良事業計画の適否の決定（二件）

保安林予定森林

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

◆公 告
高圧ガス販売主任者試験の実施

「年四・四五パーセント」を「年四・五パーセント」に改め、同条第八項中「年四・六五パーセント」を「年四・七五パーセント」に改め、同条第九項中「年一・四五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年二・四五パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。
附則第三項中「第七号の項」を「第七号」に、「年三・四パーセント」を「年三・五パーセント」に改め、同項の次に次の二項を加える。

- 4 農業協同組合がその地区内における米穀の集荷及び保管の合理化を図るため作成した計画で昭和五十七年三月三十日までに知事の承認を受けたものに係る農産物貯蔵施設の造成又は取得に必要な資金についての第二条の規定の適用については、別表の第一号中「年一パーセント」とあるのは、「年一・五パーセント」と読み替えるものとする。
別表の第二号中「原動機」の下に「農用地改良造成用機具」を加え、同表の第五号中「年三・四パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第一条第二項及び第五項から第九項まで、附則第三項並びに別表の第五号の規定は、昭和五十四年六月十二日から適用する。
3 昭和五十四年六月十二日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十二号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一号中「年五・五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に改め、同表の第二号中「年四・六パーセント以内」を「年五パーセント以内」に改め、同表の第三号中「年五・五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に改める。

別表第二の第二号中「年二・四パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和五十四年六月十二日から適用する。
3 昭和五十四年六月十二日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県規則第四十三号

五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則(昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「年利率三・五パーセント」を「年三・七五パーセントの割合」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十四年六月十二日から適用する。

3 昭和五十四年六月十二日前において改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、な

お従前の例による。
十四年六月十二日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

鳥取県告示第六百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を昭和五十四年七月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和五十四年七月九日認可したの

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船木歯科クリニック	米子市西福原一一一二	昭和五十四年六月二十七日
田 村 歯 科 医 院	鳥取市末広温泉町二九	昭和五十四年七月一日

で、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百一号

昭和五十四年六月八日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋・笠木（雨坪）地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二

第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十四年六月八日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋・笠木（鉄穴内）地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二

第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

三

鴻

三

林

三

平

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字柄ケナル一の一、一の二、二から五まで、六の一、六の二、七から一〇まで、一一の一、一一の二、一二から一四まで、字奥ノ谷奥二六から二九まで、三二から三九まで、字越シ免一七八、一七九、一八一、一八二、一八五、一八八、一九〇、一九一、二〇〇から二〇五まで、二一六から二一八まで、字大畑ケ口二一九から二二一まで、二二五、二三六、二三九から二三一まで、二三三から二三六まで、字大畑ケ中二三七、二四〇から二四三まで、二四七、二四九、二五一、二五三、二五三の一、二五四から二五七まで、二五八の一、二五八の二、二五九から二六一まで、二六三から二六六まで、二六八、二七三、二七四の一、字大畑ケ奥二七五、二七六、二七九、二八五から二九〇まで、二九二から二九四まで、字セバ谷二九五から三〇六まで、三〇九、三一、三一四から三一六まで、三二二から三二七まで、三三九から三三六まで、字大根木谷九八七の二、九八七の三、九八七の一七、九八七の一八、九八七の三四、九八八の一、字ミコ岩平ル九八九の一、九八九の二、字築ヶ谷九九〇の一、字ガビ谷九九一の一、九九二、九九三の一、字向イ原一〇〇〇、一〇〇一の一、一〇〇三から一〇〇六まで、字水尾ケ谷

一〇一一の一、一〇一一の一、一〇一一から一〇一七まで、字山大内谷一〇一七から一〇二九まで、一〇三〇の一、一〇三〇の二、一〇三一の一、一〇三一の二、一〇三一から一〇三四まで、一〇三五の一、一〇三五の二、一〇三七、一〇四〇、一〇四〇の一から一〇四〇の五まで、一〇四一、字セバ谷口一〇四二、一〇四二の一から一〇四二の一〇まで、一〇四二の一八、字山セバ谷一〇四三の七から一〇四三の一〇まで、一〇四三の一五、字大畑ケ谷一〇四五の一、一〇四五の六、一〇四五の七、一〇四五の一八から一〇四五の三五まで、一〇四五の三八、一〇四六の四、一〇四六の六から一〇四六の一〇まで、一〇四六の一二、字出合平一〇四七、一〇四七の一、字奥ノ谷一〇四八の一から一〇四八の四まで、一〇四八の七、一〇四八の一、一〇四八の一三から一〇四八の四三まで、一〇四八の四八、一〇四八の四九、一〇四八の五二から一〇四八の五八まで、一〇四八の六〇から一〇四八の六五まで、一〇四八の七〇、一〇四九、一〇五〇、字日ノ谷一〇五一、一〇五一ノ一、字大久保ノ谷一〇六八から一〇七二まで、字一ノ谷一〇七三から一〇七六まで、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七八から一〇八〇まで、字山茅谷一〇八一の一から一〇八一の一三まで、字山権田ケ谷一〇八三の一から一〇八三の六まで大字屋住字竹倨五三八の一、字袋氏五三九の一、五四〇の一、五四一の一、字杣山五四二から五五二まで、五五二の一、五五三から五五六まで、字市場ケ谷五六五から五六八まで、字宮ノ谷五六九から五七三まで、字アイノ谷五七七から五八三まで、字添谷奥五八四から六〇三まで、六〇四の一、六〇四の二、字夏明平ラ六〇五から六一まで、六一二の一、六一二の二、六一三から六二四まで、字大谷六二五から六四一まで、字出平ラ六四二から六四五まで、六四六の一、六四七の一、六

四八から六五〇まで、六五一の一、字持谷六五一、六五一の二、六五三から六六九まで、字カレキガ谷六七〇、六七一、六七二の二、字二ノ渡り六七七から六八〇まで、字西ノ木戸六九二から七一〇まで、字高下ノ谷七一四から七一六まで、七一七の一、字段奥通り七二二から七二四まで、七二五の一、七二五の二、七二七、七二八、七二九の一、七二九の二、七三〇から七三二まで、七三二の第一、七三三から七三五まで、字小谷山七三八から七四四まで、字スゲノ谷七四五の一、七四五の三、七四六から七四八まで、七四九の一、七四九の二、七五〇から七五二まで、字中津美谷七五五から七六〇まで、字中津美口左リ平ラ七六一から七六五まで、七六六の一、七六六の二、字中津美奥七六七の一から七六七の四まで、七七〇、大字赤波字二ツ渡瀬一五一六の一、一五一六の二、一五一七、字大門畠ノ上一五一九、一五一〇の一、一五一二、一五二二の一、一五二三の次、一五二二の二、一五二三、字ツツラ原一五二四から一五二六まで、一五二六の次、一五二七の一から一五二七の五まで、一五二八、一五二九、一五三〇の一、一五三一、一五三二、一五三三の一、一五三三の二、一五三四、一五三五、字馬場谷奥一五四〇の一、一五四一の一、一五四二、一五四三の二、一五四三の三、一五四三の五、一五四四から一五五三まで、字釜谷一五五四の一、一五五四の二、一五五五から一五五七まで、一五五七の次、一五五八から一五六六まで、字割谷一五六八から一五七二まで、字大谷一五七三から一五七九まで、字南開地一五八〇、字一ノ井手一五八四、一五八五、一五八九（合併）、一五九〇、字倉ノ谷奥一五九三から一五九七まで、一五九八の一から一五九八の三まで、一五九九、一六〇〇、一六〇一（合併）、一六〇三から一六〇六まで、字稻荷山一六〇八の一、一六一〇、一六一

二、字釋迦堂谷一六一八（合併）、一六一五、一六二三、一六二四、一六三一から一六三三まで、一六三四（合併）、一六三七の内第一、一六三九、字荒神谷平一六四〇、一六四一、一六四一の第一、一六四三、字大平一六四五、一六四七から一六四九まで、一六五一から一六五五まで、一六五六の一、一六五六の三、一六五六の四、字寺屋敷一六五七から一六五九まで、一六六八の一、一六六八の二、字野間谷下ノ尾平一六七四の一、一六七四の二、一六七七の一、一六七七の二、一六七八、一六八〇、一六八三から一六八五まで、一六八七、字幸ノ神谷一六九五から一六九七まで、字火ノ谷奥一六九八の一、一六九八の二、字小原谷一七〇二、一七〇四の一、一七〇五、字柿木谷奥一七一三、一七一五、一七一八から一七二二まで、一七二三（合併）、一七二四の一、一七二七、一七二八、一七二八次、一七二八次二、一七二九から一七三四まで、一七三五の一、一七三五の二、一七三六から一七三八まで、字馬地土居平一七四〇、一七四二、字荒神谷一七四四、（合併）字敷谷一七四七の一、一七四七の三、一七五〇の一、一七五一の一、字瀧ノ口一七六〇、字カキカケ一七六二、字備中一七六三、字妙見谷一七六四、字小屋ノ谷一七六五の一、字廣畠ヶ下モ坂一七六六、字上ミ坂一七六七の一、字廣畠ヶ一七七一から一七七七まで、字櫻谷一七七八から一七八〇まで、一七八二から一七八五まで、字メカラチ奥影平ノ一、一七八七、字メカラチ奥影平ノ二、一七八八、一七八八第一、一七八九から一七九五まで、一七九八（合併）、一七九七、一七九九、字メカラチ影平ノ三、一八〇〇（合併）、一八〇二から一八一二まで、字タイ田一八一三から一八二一まで、

字入道谷一八二三、一八二八、一八二九、一八三一、字寺ノ谷一八三二
 から一八三六まで、一八三八、一八四〇、字家ノ谷下モ小平一八四三、一
 八四四、字家ノ谷奥一八四五の一、一八四九から一八五五まで、一八五
 一八五
 七（合併）、一八五八、字下モ堂ノヒラ一八七三（合併）、字谷ノ奥一
 八七五、一八七六、一八七七の一、字小谷一八八二、一八八四、一八八
 六、一八八七、一八八九、字石川平一八九〇の一、一八九二の一、一八
 九三から一八九六まで、字釜谷六九八、六九八の一、字メカラチ奥四五
 の次一、大字鷹狩字申木撫谷四二三の一から四二三の四まで、四二四
 の一から四二四の三まで、四二五、四二六の次一、四二九から四三二ま
 で、四三二の内第一、四三二の内第二、字大興寺一一〇一から一一〇三
 まで、一一〇四の内第一、一一〇四の一、一一〇五から一一〇七まで、
 一二〇九、一一一〇、字乙通り谷一一一五、一一一六の一、一一一六の
 二、一一一七の一、一一一七の二、一一一八から一一一四まで、一一二
 七、一一一八の一、一一一八の二、一一一九、字下大興寺一一三三、一
 一三五、一一三六、一一三七の一から一一三七の三まで、一一三九、一
 一四〇、字乙木撫谷一一五七、一一五八、一一五八の次一、一一六〇か
 ら一一六三まで、一一六五、一一六六、一一六八の一、一一六八の二、
 一一六九、一一七〇、字乙狐塚一一七一の一から一一七一の三まで、字
 安藏谷一一七四、一一七七、一一七八、一一七九の一、一一七九の二、
 一一八〇から一一八二まで、一一八三の一、一一八三の二、字諸見側一
 一八四、字醫王谷一一九一の一、字上中尾一一九二、字下中尾一一九三
 の一から一一九三の三まで、一一九四の一、一一九四の二、字醫王川一
 一九五の一、一一九五の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として、伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で

定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課
 及び用瀬町役場に備え置いて縦覽に供する。)

鳥取県告示第六百四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第四項
 において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届
 出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係
 る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件
 に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二
 第四項の規定により告示する。

昭和五十四年七月十三日

加入区	漁業の区分
赤崎加入区	しづかいわ漁業

公 告

鳥取県告示第六百五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十九条第一項の規定に基き、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第11項の規定により告示する。

昭和五十四年七月十一日

昭和54年 7月13日
鳥取県知事 平林鴻三

1	期日 昭和54年8月24日(金)
2	場所 鳥取市及び米子市
3 試験の種類、試験科目及び時間	

試験の種類	試験科目	時間
第一種販売主任者 免状に係る試験	高压ガス取締法に係る法令 高压ガス(液化石油ガスを除く。)の販 売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
第二種販売主任者 免状に係る試験	高压ガス取締法に係る法令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律(昭和42年法律第149 号)に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安 管理の技術	10時00分から 12時00分まで

- 一 聽聞の期日
昭和五十四年七月十一日 午前十一時から
- 二 聽聞の場所
鳥取市東町一丁目111〇番地 鳥取県庁本庁舎第一会議室
- 三 聽聞当事者の住所及び氏名
米子市東倉吉町五四番地三
協和開発有限会社
代表取締役 遠藤邦男

高压ガス取締法(昭和26年法律第204号)第81条第2項の規定により、昭和53年度高压ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

4

次の書類を鳥取市東町一丁目 220 番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県L.Pガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条

第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

第一種販売主任者免状に係る試験 1,300円

第二種販売主任者免状に係る試験 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和54年7月16日(月)から同月25日(水)まで

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。